

主任技術者の兼務が可能な取扱いについて

「建設工事の技術者の選任等に係る取扱いについて（改正）」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号）の通知における、「建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱い」を踏まえ、本市で発注する建設工事等において、次のとおり緩和し、入札参加機会の拡大を図ります。

なお、兼務の対象となる工事は、国、県・市町村等が発注するいずれかの工事となりますが、甲府市以外の発注者が兼務を認めるか否かは、当該発注者の判断となりますので、各発注者に確認してください。

1 主任技術者の兼務が可能な取扱い

(1) 対象工事

請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事である場合は 9,000 万円）以上の**主任技術者の専任が本来必要な工事**であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度（最も近い地点間の直線距離）の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

(2) 発注機関

公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）

(3) 兼務可能数

一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、2 件まで

(4) その他要件

- ・兼務する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ・兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

2 専任を要しない期間

主任技術者等は、工事請負契約書約款の規定により、建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、専任とされています。その工事現場に専任する期間は契約工期が基本となりますが、たとえば契約工期中であっても、現場代理人と同様に次に掲げる期間かつ一定の条件の下で、次のいずれかに該当する期間であって、市の工事発注部局（以下「発注者」という。）と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場への専任は要しないこととすることができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 施工を中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

3 兼務期間の取消し等

- ① 工事の内容、工事の現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断した場合は、兼務を認めない場合があります。
- ② 提出された「主任技術者兼務届」の記載内容に虚偽があった場合又は兼務により現場体制に不備が生じたり、不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等必要な措置を行うことがあります。
- ③ 上記に記載がない事項については、発注者（監督員）等の指示に従ってください。

4 手続き

主任技術者を兼務する場合は、契約時に「主任技術者兼務届」（第1号様式）を提出してください。

5 適用開始日

令和7年4月1日から適用します。工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる工事については、適用開始日前に契約を締結した工事と適用開始日以後に契約を締結した工事を兼務する場合も適用できるものとします。